

＝自転車 J I S 改正（案）に対する意見募集について＝

（財）自転車産業振興協会は平成 12 年度より自転車 J I S 規格の原案作成団体として、これまで多くの自転車 J I S 規格の改正・審議を実施してきております。

平成 21 年度は下記の自転車 J I S 規格（5 規格）について、業界有識者で構成する「J I S 調査分科会」において、改正内容を十分審議・検討した上で、具体的改正（案）を取りまとめました。

つきましては、この改正規格（案）に対して、広く業界の皆様からご意見をいただきたく、下記の要領によりパブリックコメントを募集いたしますので、是非とも忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

なお、取りまとめた改正規格（案）は、当協会・技術研究所のホームページ (<http://www.jbtc.or.jp>) に掲載いたしております。

意見募集 対象規格	J I S D 9 1 1 1（自転車－分類及び諸元） J I S D 9 3 0 1（一般用自転車） J I S D 9 4 0 1（自転車－フレーム） J I S D 9 4 1 9（自転車－ハブ） J I S D 9 4 5 3（リヤキャリア及びスタンド）
規格案の 閲 覧	（財）自転車産業振興協会 技術研究所のホームページ (http://www.jbtc.or.jp) ※改正規格（案）は、規格ごとに該当する箇所を新・旧対比表で掲載しております。
意見募集 期 間	平成 21 年 11 月 11 日（水）～ 11 月 26 日（木）
意見募集 方 法	会社名、担当者名、連絡先等を必ず明記の上、下記宛に文書又はメールで送信願います。（様式問わず）
送付及び 問合せ先	〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西 1 丁 3 - 3 （財）自転車産業振興協会 技術研究所 T E L 072-238-8731 F A X 072-238-8271 e-mail webmaster@jbtc.or.jp
そ の 他	皆様から頂いたご意見（コメント）につきましては、必要に応じて内容を検討させていただきます。

J I S 改正対比表（現行 J I S と改正案）

規格	現行 J I S	規格	改正案																																															
D 9 1 1 1 （自転車—分類及び諸元）	<p>3. 自転車の分類 自転車の分類は、表 1 による。小分類に掲げたものを車種という。</p> <table border="1" data-bbox="257 518 1019 1133"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>小分類（車種）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">自転車 一般用自転車</td> <td>スポーツ車 (マウンテンバイク類形車を含む。)</td> </tr> <tr> <td>シティ車</td> </tr> <tr> <td>コンパクト車</td> </tr> <tr> <td>実用車</td> </tr> <tr> <td>子供車</td> </tr> <tr> <td>幼児用自転車</td> <td>幼児車</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">特殊自転車</td> <td>マウンテンバイク</td> </tr> <tr> <td>ロードレーサ</td> </tr> <tr> <td>トラックレーサ</td> </tr> <tr> <td>BMX 車</td> </tr> <tr> <td>タンデム車</td> </tr> <tr> <td>リカンベント車</td> </tr> <tr> <td>キャンピング車</td> </tr> <tr> <td>三輪車</td> </tr> <tr> <td>その他の車</td> </tr> </tbody> </table> <p>8)三輪車 車輪が三つある自転車。 9)その他の車 サイクルサッカー，サイクルポロなどの各種競技用自転車，ファニーバイク，三人乗り自転車（トリプレット車），数人乗りといった多座自転車，変わり種自転車（ホビーサイクル），空気抵抗軽減のフェアリング付きの流線形自転車，重量運搬車，ハンドクランク付き自転車など，限定された用途又は特殊な仕様の自転車。</p>	大分類	小分類（車種）	自転車 一般用自転車	スポーツ車 (マウンテンバイク類形車を含む。)	シティ車	コンパクト車	実用車	子供車	幼児用自転車	幼児車	特殊自転車	マウンテンバイク	ロードレーサ	トラックレーサ	BMX 車	タンデム車	リカンベント車	キャンピング車	三輪車	その他の車	D 9 1 1 1 （自転車—分類及び諸元）	<p>【改正案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電動アシスト自転車」を新たに大分類として位置づけ。 ・「三輪自転車」を大分類に位置づけし、「三輪車」と「特殊三輪車」に分けた。 ・「幼児 2 人同乗用自転車」を「特殊自転車」の「その他の車」に分類。 <hr/> <p>3. 自転車の分類 自転車の分類は、表 1 による。小分類に掲げたものを車種という。</p> <table border="1" data-bbox="1254 518 2072 1436"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>小分類（車種）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">自転車 一般用自転車</td> <td>スポーツ車 (マウンテンバイク類形車を含む。)</td> </tr> <tr> <td>シティ車</td> </tr> <tr> <td>コンパクト車</td> </tr> <tr> <td>実用車</td> </tr> <tr> <td>子供車</td> </tr> <tr> <td>幼児用自転車</td> <td>幼児車</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">特殊自転車</td> <td>マウンテンバイク</td> </tr> <tr> <td>ロードレーサ</td> </tr> <tr> <td>トラックレーサ</td> </tr> <tr> <td>BMX 車</td> </tr> <tr> <td>タンデム車</td> </tr> <tr> <td>リカンベント車</td> </tr> <tr> <td>キャンピング車</td> </tr> <tr> <td>その他の車</td> </tr> <tr> <td>三輪自転車</td> <td>三輪車 特殊三輪車</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">電動アシスト 自転車</td> <td>スポーツ車 (マウンテンバイク類形車を含む。)</td> </tr> <tr> <td>シティ車</td> </tr> <tr> <td>コンパクト車</td> </tr> <tr> <td>実用車</td> </tr> <tr> <td>三輪車</td> </tr> </tbody> </table>	大分類	小分類（車種）	自転車 一般用自転車	スポーツ車 (マウンテンバイク類形車を含む。)	シティ車	コンパクト車	実用車	子供車	幼児用自転車	幼児車	特殊自転車	マウンテンバイク	ロードレーサ	トラックレーサ	BMX 車	タンデム車	リカンベント車	キャンピング車	その他の車	三輪自転車	三輪車 特殊三輪車	電動アシスト 自転車	スポーツ車 (マウンテンバイク類形車を含む。)	シティ車	コンパクト車	実用車	三輪車
大分類	小分類（車種）																																																	
自転車 一般用自転車	スポーツ車 (マウンテンバイク類形車を含む。)																																																	
	シティ車																																																	
	コンパクト車																																																	
	実用車																																																	
	子供車																																																	
幼児用自転車	幼児車																																																	
特殊自転車	マウンテンバイク																																																	
	ロードレーサ																																																	
	トラックレーサ																																																	
	BMX 車																																																	
	タンデム車																																																	
	リカンベント車																																																	
	キャンピング車																																																	
	三輪車																																																	
	その他の車																																																	
大分類	小分類（車種）																																																	
自転車 一般用自転車	スポーツ車 (マウンテンバイク類形車を含む。)																																																	
	シティ車																																																	
	コンパクト車																																																	
	実用車																																																	
	子供車																																																	
幼児用自転車	幼児車																																																	
特殊自転車	マウンテンバイク																																																	
	ロードレーサ																																																	
	トラックレーサ																																																	
	BMX 車																																																	
	タンデム車																																																	
	リカンベント車																																																	
	キャンピング車																																																	
	その他の車																																																	
	三輪自転車	三輪車 特殊三輪車																																																
電動アシスト 自転車	スポーツ車 (マウンテンバイク類形車を含む。)																																																	
	シティ車																																																	
	コンパクト車																																																	
	実用車																																																	
	三輪車																																																	

規格	現行 J I S	規格	改正案
D 9 1 1 1 (自転車—分類及び諸元)		D 9 1 1 1 (自転車—分類及び諸元)	<p>8)その他の車 サイクルサッカー、サイクルポロなどの各種競技用自転車、ファニーバイク、三人乗り自転車（トリプレット車）、数十人乗りといった多座自転車、変わり種自転車（ホビーサイクル）、空気抵抗軽減のフェアリング付きの流線形自転車、重量運搬車、ハンドクランク付き自転車、<u>幼児 2 人同乗用自転車</u>など、限定された用途又は特殊な仕様の自転車。</p> <p>d)三輪自転車 車輪が三つある自転車。</p> <p>1)三輪車 一人乗り用の三輪自転車で、<u>道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 9 条の 2 に定められた車体の大きさ（長さが 190 cm 以下、幅が 60 cm 以下）を超えないもので、表 2 の諸元に適合するものをいう。</u></p> <p>2) 特殊三輪車 三輪自転車で、<u>道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 9 条の 2 に定められた車体の大きさ（長さが 190 cm 以下、幅が 60 cm 以下）を超えるか、座席の数が 2 つ以上あるもの。</u></p> <p>e)電動アシスト自転車 自転車に電動機を備え、その電動機は、乗員のペダリングと独立して出力を発生させることなく、人力によって発生するクランク回転出力が電動機の駆動出力を比例的に発生させる構造の自転車の総称で、<u>表 2 の諸元に適合するものをいう。</u></p>
D 9 3 0 1 (一般用自転車)	<p>1 適用範囲 この規格は、JIS D 9111 の規定で分類される一般用自転車（以下、自転車という。）について規定する。ただし、一般用自転車に電動アシスト機能が付加された電動アシスト自転車は適用外とする。</p>	D 9 3 0 1 (一般用自転車)	<p>〔改正案のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電動アシスト自転車」を新たに大分類に区分したことに伴う改正。 ・カンチレバー V 形ブレーキの利き過ぎに対応するため文言を追加。 ・前ホーク強度試験に関する追加改正。 ・サスペンションホークの試験条件の追加改正 ・ペダル先端部の試験条件改正。 ・リヤキャリアの表示、取扱説明書を追加改正。 <hr/> <p>1 適用範囲 この規格は、JIS D 9111 の規定で分類される一般用自転車（以下、自転車という。）について規定する。ただし、一般用自転車に電動アシスト機能が付加された電動アシスト自転車は適用外とする</p> <p>5.2.2 手動ブレーキ e)ブレーキの調整機能 ブレーキの調整機能は、次による。</p>

規格	現行 J I S	規格	改正案
D 9 3 0 1 （ 一 般 用 自 転 車 ）		D 9 3 0 1 （ 一 般 用 自 転 車 ）	<p><u>4)カンチレバーV形ブレーキを使用した自転車では、前ブレーキにモジュレータを装備することが望ましい。</u></p> <p>5.4.2 前ホークの強度前ホークのエネルギー吸収性 前ホークの強度は、<u>7.7.1</u>の試験を行ったとき、各部にき裂及び折損が生じてはならない。また、<u>40J以上のエネルギーが吸収されなければならないハブ軸取付部の永久変形量が40mm以下でなければならない。</u></p> <p>5.4.3 前ホークの疲労性 前ホークは、<u>7.7.2</u>の試験を行ったとき、破損又は目に見えるき裂があつてはならない。 <u>なお、カーボンファイバー製の前ホークは、試験中の平均位置からいずれの方向への最大たわみ量も初期値の20%を超えてはならない。</u></p> <p>5.4.4 サスペンションホークのタイヤクリアランス <u>マウンテンバイク類形車用のサスペンションホークは、7.7.3の試験を行ったとき、タイヤがホーク肩に接触してはならない。</u> <u>なお、マウンテンバイク類形車以外のサスペンションホークは、7.7.3の試験を行ったとき、タイヤがホーク肩に接触しないことが望ましい。</u></p> <p>5.4.5 サスペンションホークの引張強度 <u>マウンテンバイク類形車用のサスペンションホークは、7.7.4の試験を行ったとき、サスペンションホークのいかなる部分にも離脱及びゆるみがなく、更に試験力によりホーク足の構成部品が分離してはならない。</u> <u>なお、マウンテンバイク類形車以外のサスペンションホークは、7.7.4の試験を行ったとき、サスペンションホークのいかなる部分にも離脱及びゆるみがなく、更に試験力によりホーク足の構成部品が分離しないことが望ましい。</u></p> <p>5.9.1.2 ペダル先端部の静的強度 <u>ペダルは、7.11.2の試験を行ったとき、図38の力の負荷点における最大たわみ量は20mm以下で、ペダル軸、ペダル体のひび割れ、折損などが生じず、さらに、ペダルを折りたたむことができるもの（以下、折りたたみペダルという。）では、ペダルの固定が解除されてはならない。ただし、足固定装置付き</u></p>

規格	現行 J I S	規格	改正案
D 9 3 0 1 (一般用自転車)		D 9 3 0 1 (一般用自転車)	<p><u>ペダル (ビンディングペダルなど) は除く。</u></p> <p>7.7 前ホークの強度試験</p> <p><u>7.7.1 前ホークのエネルギー吸収試験</u> <u>前ホークは、図 19 のようにホークシステムを V ブロックで支えて、前ホークつめに質量 1 kg 以下の軽量ローラを取り付け、ハブ軸取付部に垂直方向に、たわみが 65 mm になるまで力を加えたとき、40 J のエネルギーを吸収させたとき、各部のき裂及び折損の有無、及びエネルギー吸収量永久変形量を調べる。</u></p> <p><u>7.7.2 前ホークの疲労試験</u> <u>前ホークは、図 20 のようにホークシステムをヘッド部品で保持し、前ホークつめに取り付けられた負荷ジグに、車輪面内でホークシステムに直角な方向に ± 450 N の力 (F) を 100 000 回加えたとき、破損又は目に見えるき裂の有無を調べる。さらに、カーボンファイバー製の前ホークは、試験中の平均位置からの最大たわみ量も調べる。試験振動周波数は 25 Hz を超えてはならない。</u></p> <p><u>7.7.3 サスペンションホークのタイヤクリアランス試験</u> <u>サスペンションホークを図 21 のように適合するサイズの車輪を取り付け、車輪に対しホーク肩の方向にホークシステムの軸と平行に 2 800 N の力を 1 分間保持した時、タイヤのホーク肩へ接触の有無を調べる。</u></p> <p><u>7.7.4 サスペンションホークの引張試験</u> <u>サスペンションホークは、図 22 のようにホーク肩にクランプ力が加わらないようにしながら、ホークシステムを適切な固定具にしっかりとめ込み、ステム軸に平行でホーク肩から引き離す方向に 2 300 N の引張力を 2 つのつめに均等に配分して負荷し、1 分間保持した時、サスペンションホークに離脱及びゆるみ並びにホーク足の構成部品の分離の有無を調べる。</u></p> <p><u>7.11.2 ペダル先端部の静的強度試験</u> <u>ペダルは、図 37 のように、クランクはめ合いねじ部で水平に固定し、ペダル体の先端から 10 mm 以内の箇所当て板を置いて、1 200 N の力 (F) を鉛直に 5 分間静かに加え、力の負荷点での最大たわみ量、及びペダル軸、ペダル体</u></p>

規格	現行 J I S	規格	改正案
D 9 3 0 1 (一) 一般用自転車	<p>10 取扱説明書</p> <p>自転車には、次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付する。ただし、該当しない場合には、省略してもよい。</p> <p>c) 積載する荷物の重さ及び大きさの限度、適合するリヤキャリヤの容量クラスの表示、キャリヤ及びバスケットの使用上の注意。これは、荷物の運搬にキャリヤ及びバスケット以外は使用してはならない旨の注意、大きな容量クラスのリヤキャリヤを取り付けても、重い荷物を積載すると自転車の安定性を損なうので、その自転車の許容量以上は積載できない旨の注意を含む。</p>	D 9 3 0 1 (一) 一般用自転車	<p><u>のひび割れ、及び折損などの有無を調べる。さらに、折りたたみペダルでは、ペダルの固定の解除の有無についても調べる。</u></p> <p><u>なお、二つの踏面がある折りたたみペダルで、折りたたみ機構の構造、又は上下の踏面が対称でなく折りたたみの方向がある場合は、それぞれの踏面で試験を行い、片面式ペダルでは、踏面側で試験を行う。</u></p> <p>9.4 リヤキャリヤに関する表示</p> <p><u>シティ車には、リヤキャリヤ、どろよけ又はフレーム本体の見やすい箇所にシールなどで次の事項を表示しなければならない。</u></p> <p><u>なお、シティ車以外については、リヤキャリヤ、どろよけ又はフレーム本体の見やすい箇所にシールなどで次の事項を表示するのが望ましい。</u></p> <p>a) <u>リヤキャリヤが取り付けられている自転車で、幼児用座席を取り付けることができるものには、幼児用座席の質量とその幼児用座席に乗せることができる幼児の体重の上限との合計質量（最大積載質量）を分かりやすく表示する。幼児用座席を取り付けることができないものには、その旨を表示する。</u></p> <p>b) <u>リヤキャリヤが取り付けられていない自転車には、取り付けることができるリヤキャリヤの質量別クラスを表示する。</u></p> <p>10 取扱説明書</p> <p>自転車には、次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付する。ただし、該当しない場合には、省略してもよい。</p> <p>c) 荷物積載時の注意及び警告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>積載する荷物の重さ及び大きさの限度。</u> 2) <u>リヤキャリヤの取付けの可否と適合するリヤキャリヤの容質量別クラスの表示。</u> 3) <u>キャリヤ及びバスケットの使用上の注意。</u> 4) <u>積載質量を遵守する旨の警告。</u> 5) <u>幼児用座席を取り付けて幼児を乗せる際は、幼児用座席の質量とその幼児用座席に乗せることができる幼児の体重の上限との合計が、キャリヤ</u>

規格	現行 J I S	規格	改正案
D 9 3 0 1 (一 般 用 自 転 車)	<p>d) 幼児用座席の取付け。これは、体重 15 kg 以下で身長 100 cm 以下の幼児が使用する幼児用座席 (15 kg 以下用) 及び体重 22 kg 以下で身長 115 cm 以下の幼児が使用する幼児用座席 (22 kg 以下用) についてそれぞれの取付けの可否と適合するリヤキャリアの容量クラス、取付方法の注意、同乗させる幼児に幼児用ヘルメット [JIS T 8134 (自転車用ヘルメット) と同等以上の性能をもつヘルメット] を必ず着用させるなど幼児を乗せるときの注意、幼児を乗せたまま駐輪しないことなどを含む。</p> <p>g) ブレーキの掛け方及び注意。これは、雨天時には制動距離が長くなることに対する注意を含む。</p>	D 9 3 0 1 (一 般 用 自 転 車)	<p><u>及び自転車本体の最大積載質量以下でなければならない旨の警告。</u></p> <p><u>6) 荷物の運搬にキャリア及びバスケット以外は使用してはならない旨の注意。</u></p> <p><u>7) 重い荷物を積載すると自転車の安定性を損なう傾向がある旨の警告。</u></p> <p>d) 幼児用座席の取付け <u>及び幼児同乗時の注意。これは、体重 15 kg 以下で身長 100 cm 以下の幼児が使用する幼児用座席 (15 kg 以下用) 及び体重 22 kg 以下で身長 115 cm 以下の幼児が使用する幼児用座席 (22 kg 以下用) についでそれぞれ</u></p> <p><u>1) 幼児用座席の取付けの可否と適合するリヤキャリアの容量別クラス。</u></p> <p><u>2) 幼児用座席取付方法の注意。</u></p> <p><u>3) 一本スタンドを備えた自転車では、幼児用座席を取り付けてはならない旨の注意。</u></p> <p><u>4) 同乗させる幼児に幼児用ヘルメット [JIS T 8134 (自転車用ヘルメット) と同等以上の性能をもつヘルメット] を必ず着用させるなど幼児を乗せるときの注意。</u></p> <p><u>5) 幼児を乗せたまま駐輪してはならないことなどを含む旨の注意。</u></p> <p>g) <u>ブレーキの掛け方及び注意。</u></p> <p><u>1) これは、雨天時には制動距離が長くなることに対する注意を含む。</u></p> <p><u>2) 制動性能の高いブレーキを使用した自転車では、前ブレーキを強くかけると車輪がロックし自転車が前方に転倒する恐れがあることに対する注意。</u></p>
(ハ ブ) D 9 4 1 9	<p>1.適用範囲</p> <p>この規格は、主に JIS D 9111 に定める一般用自転車及び幼児用自転車に用いるハブについて規定する。</p>	(ハ ブ) D 9 4 1 9	<p>1.適用範囲</p> <p>この規格は、主に <u>JIS D 9111</u> に規定する一般用自転車<u>及び</u>、幼児用自転車<u>及び</u>電動アシスト自転車に用いるハブについて規定する。<u>ただし、電動アシスト自転車の駆動補助装置がハブに組み込まれている場合は適用外とする。</u></p>

規格	現行 J I S	規格	改正案														
D 9 4 0 1 (自 転 車 — フ レ ー ム)	<p>1)適用範囲 この規格は、JIS D 9111 に規定する一般用自転車及び幼児用自転車に用いるフレーム（以下、フレームという。）について規定する。</p> <p>a)種類 フレームの種類は、形状及び用途によって、次のように区分する。</p> <p>2) 用途による種類 フレームは、その用途によって、大人車用、子供車用及び幼児車用の3種類とする。</p>	D 9 4 0 1 (自 転 車 — フ レ ー ム)	<p>〔改正案のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動アシスト自転車の三輪車を適用外とした。 ・フレームの種類の変更 ・耐振性試験の追加改正 <hr/> <p>1 適用範囲</p> <p>この規格は、JIS D 9111 に規定する一般用自転車及び、幼児用自転車及び電動アシスト自転車に用いるフレーム（以下、フレームという。）について規定する。<u>この規格は、電動アシスト自転車の三輪車に用いるフレームは適用外とする。</u></p> <p><u>注記</u> 電動アシスト自転車のうち三輪車のフレーム強度については、必要なジグを用いて本規格の試験を準用してもよい。また、フレームの揺動（スイング）機構をもつ場合は、揺動部を固定した状態で各試験を行うこととする。</p> <p>4.2 種類</p> <p>フレームの種類は、<u>自転車の分類</u>、用途及び形状によって区分し、次による。</p> <p>a) <u>自転車の分類及び用途による種類区分</u> <u>自転車の分類及び用途による種類区分は、大人車用、子供車用、幼児車用及びマウンテンバイク類形車用の4種類とする表2による。</u></p> <table border="1" data-bbox="1317 1011 2040 1481"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用途</th> <th>車種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般用自転車</td> <td>大人車用</td> <td>スポーツ車 シティ車 コンパクト車 実用車 マウンテンバイク類形車</td> </tr> <tr> <td>子供車用</td> <td>子供車</td> </tr> <tr> <td>幼児用自転車</td> <td>幼児車用</td> <td>幼児車</td> </tr> <tr> <td>電動アシスト自転車</td> <td>大人車用</td> <td>スポーツ車 シティ車 コンパクト車 実用車 マウンテンバイク類形車</td> </tr> </tbody> </table>	分類	用途	車種	一般用自転車	大人車用	スポーツ車 シティ車 コンパクト車 実用車 マウンテンバイク類形車	子供車用	子供車	幼児用自転車	幼児車用	幼児車	電動アシスト自転車	大人車用	スポーツ車 シティ車 コンパクト車 実用車 マウンテンバイク類形車
分類	用途	車種															
一般用自転車	大人車用	スポーツ車 シティ車 コンパクト車 実用車 マウンテンバイク類形車															
	子供車用	子供車															
幼児用自転車	幼児車用	幼児車															
電動アシスト自転車	大人車用	スポーツ車 シティ車 コンパクト車 実用車 マウンテンバイク類形車															

規格	現行 J I S	規格	改正案
(自転車—フレーム) D9401	<p>a) 耐振性試験 耐振性試験は、次による。</p> <p>6) 駆動補助機付自転車（以下、電動アシスト車という。）のフレーム体に装着するバッテリー、駆動部、制御部などは、実際にフレームに加える荷重負荷として、実際に取り付く場所へ現物又はそれと同等のおもりを取り付ける。このとき、荷重負荷として取り付けるバッテリー、駆動部及び制御部自身は耐振性の評価対象外とする。</p>	(自転車—フレーム) D9401	<p>a) 耐振性試験 耐振性試験は、次による。</p> <p>6) <u>駆動補助機付電動アシスト自転車用のフレームは、表 5 の試験条件でのフレーム体に装着するバッテリー、駆動部、制御部などは、実際にフレームに加える質量負荷として、実際に取り付く場所へ現物又はそれと同等のおもりを取り付ける。このとき、バッテリー、駆動部及び制御部自体は耐振性の評価対象外とする。また、電動アシスト自転車用のフレームで駆動部のハウジングなどがフレームの一部を兼ねる場合には、ハウジングなどを付けた状態で試験を行う。</u></p>
D9453 (自転車—リヤキャリア及びスタンド)	<p>5 キャリヤの区分</p> <p>キャリヤは、用途に応じ表 1 の四つの容量別クラスに区分する。</p>	D9453 (自転車—リヤキャリア及びスタンド)	<p>【改正案のポイント】</p> <p>1. キャリヤの区分改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のクラスに新たに“クラス 27”を設ける。 ・ 各区分の最大積載質量を明記。 ・ 各区分には幼児用座席の質量と乗せられる幼児の体重の関係を明記。 ・ “クラス 18”には幼児用座席を取り付け不可とする。 <p>2. 表示と取扱説明書の記載内容の大幅改正</p> <hr/> <p>5 キャリヤの区分</p> <p>キャリヤは、用途に応じ表 1 の四五つの容質量別クラスに区分する。</p>

規格	現行 J I S		規格	改正案			
D 9 4 5 3 (自転車リヤキャリア及びスタンド)	区分	用途	D 9 4 5 3 (自転車リヤキャリア及びスタンド)	区分	用途	幼児用座席の取り付け	例
	クラス 10	軽量荷物の積載専用で、幼児を乗せてはならないキャリア。この許容積載容量は、自転車の許容積載容量とする。		クラス 10	最大積載質量 10 kg の積載用キャリア。	キャリアには、幼児用座席を取り付けてはならない。	—
クラス 18	中量荷物の積載用で、容量 15 kg までの幼児用座席を取り付けて幼児を乗せることができるキャリア。この許容積載容量は、自転車の許容積載容量とする。	クラス 18	最大積載質量 18 kg の積載用キャリア。	キャリアには、幼児用座席を取り付けてはならない。	幼児用座席の質量が 5 kg の場合、その幼児用座席に乗せることができる幼児の体重は 20 kg となる。		
クラス 25	重量荷物の積載用で、容量 22 kg までの幼児用座席を取り付けて幼児を乗せることができるキャリア。この許容積載容量は、自転車の許容積載容量とする。	クラス 25	最大積載質量 25 kg の積載用キャリア。	キャリアに、幼児用座席を取り付ける場合は、幼児用座席に乗せることができる幼児の体重の上限との合計が 25 kg 以下でなければならない。			
クラス S	キャリアの製造業者が推奨する特別容量をもつキャリア。	クラス 27	最大積載質量 27 kg の積載用キャリア。	キャリアに、幼児用座席を取り付ける場合は、幼児用座席に乗せることができる幼児の体重の上限との合計が 27 kg 以下でなければならない。	幼児用座席の質量が 5 kg の場合、その幼児用座席に乗せることができる幼児の体重は 22 kg となる。		
13 表示 キャリア及びスタンドには、容易に消えない方法で、次の事項を表示する。			クラス S	最大積載質量が 27 kg 以上の場合は、キャリアの製造業者が最大積載質量を指定する。	キャリアに、幼児用座席を取り付ける場合は、幼児用座席に乗せることができる幼児の体重の上限との合計が指定された最大積載質量以下でなければならない。	クラス S で最大積載質量が 30 kg と指定されたキャリアにおいては、幼児用座席の質量が 5 kg の場合、その幼児用座席に乗せることができる幼児の体重は 25 kg となる。	
	13 表示 キャリア及びスタンドには、容易に消えない方法で、次の事項を表示する。 13.1 <u>キャリアの表示</u> <u>キャリアには、キャリアの表面に刻印、シール貼り付けなどの容易に消えない方法で、次の事項を表示する。</u>						

規格	現行 J I S	規格	改正案
D 9 4 5 3 (自転車 ー リヤ キャ リヤ 及び スタ ンド)	<p>a) キャリヤの表示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 容量別クラス (10, 18, 25 又は S) 2) 製造業者名又はその略号 <p>14 取扱説明書</p> <p>自転車に標準装備され、又は同時に供給されるものを除き、キャリヤ及びスタンドには、自転車への組付けのための、次のような内容の取扱説明書を添付しなければならない。a) キャリヤの取扱説明書 キャリヤの取扱説明書には、次の事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) キャリヤの自転車への取付方法及び取付位置、締付工具の推奨トルク。 2) キャリヤの積載容量、及び幼児用座席の取付けに適しているかどうか。 3) 荷物の積載は、自転車の許容積載容量を超えてはならない旨の指示。 4) 締付け部を確実に締め、頻繁に確認することの指示。 5) キャリヤを変造及び改造してはならない旨の警告。 6) キャリヤがトレーラーを引くように設計されているものについては、その旨の助言。 7) キャリヤに荷物を積載したときに、自転車の操縦安定性、及びブレーキの制動性能が変わる可能性がある旨の警告。 	D 9 4 5 3 (自転車 ー リヤ キャ リヤ 及び スタ ンド)	<p>a) <u>容量別クラス最大積載質量 (10, 18, 25, 27 又は S+質量) “kg”</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>例 1 25 kg</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>例 2 S 30 kg</u></p> <p>b) <u>幼児用座席を取り付けることができるキャリヤには、幼児用座席が取付け可能である旨を表示する。幼児用座席を取り付けることができないキャリヤには、取付け不可である旨を表示する。</u></p> <p>c) 製造業者名又はその略号</p> <p>d) <u>製造年月又はその略号</u></p> <p>13.2 スタンドの表示 <u>スタンドには、スタンドの表面に刻印するなどの容易に消えない方法で、次の事項を表示する。</u></p> <p>a) 製造業者名又はその略号</p> <p>b) <u>製造年月又はその略号</u></p> <p>14 取扱説明書</p> <p>自転車に標準装備され、又は同時に供給されるものを除き、キャリヤ及びスタンドには、自転車への組付けのための、次のような内容の取扱説明書を添付しなければならない。</p> <p>14.1 キャリヤの取扱説明書 キャリヤの取扱説明書には、次の事項を記載する。</p> <p>a) <u>当該キャリヤの積載質量及び自転車への取り付けの可否は、自転車の取扱説明書に従う旨の指示。</u></p> <p>b) キャリヤの自転車への取付方法及び取付位置、締付工具の推奨トルク。</p> <p>c) <u>キャリヤの積載容量、及び幼児用座席の取付けに適しているかどうかの可否。</u></p> <p>d) <u>荷物積載は、自転車の許容積載容量を超えてはならない旨の指示。荷物積載時の警告</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>1) キャリヤに荷物を積載したときに、自転車の操縦安定性及びブレーキの制動性能に影響を及ぼす恐れがある旨の警告。</u></p>

規格	現行 J I S	規格	改正案
(自転車) キャリヤキャリヤ及びスタンド) D9453	8) キャリヤに積載した荷物又は幼児用座席が製造業者の取扱説明書に従って確実に固定され、後車輪に挟み込まれるような緩んだひも(紐)がないことを確認しなければならない旨の警告。 9) 荷物などをキャリヤに積載したときに、リフレクタ及びランプが隠れないように積載しなければならない旨の注意。	(自転車) キャリヤキャリヤ及びスタンド) D9453	<u>2) 最大積載質量を遵守する旨の警告。</u> <u>3) 幼児用座席を取り付けて幼児を乗せる際は、幼児用座席の質量とその幼児用座席に乗せることができる幼児の体重の上限との合計が最大積載質量以下でなければならない旨の警告。</u> <u>e) キャリヤに積載した荷物又は幼児用座席が製造業者の取扱説明書に従って確実に固定され、後車輪に挟み込まれるような緩んだひも(紐)、ベルトなどが無いことを確認しなければならない旨の警告。</u> f) 締付け部を確実に締め、頻繁に確認することの指示。また締付け部に緩み、ガタ等の異常が確認された場合は、適切な締付工具を用いて直ちに締め直すか、自転車販売店等で点検を受けることの指示。 g) キャリヤを変造及び改造してはならない旨の警告。 h) キャリヤがトレーラーを引くように設計されているものについては、その旨の助言。 k) 荷物などをキャリヤに積載したときに、リフレクタ及びランプが隠れないように積載しなければならない旨の注意。